

第一章 村の近代のはじまり

地域の歴史は、日本史年表に示されているような画期で時代が変わるということはない。支配者が入れかわり、元号があらたまっても、日々の生活のテンポは何事もなかったような悠々とした流れの中にある。長い間の「武士」の世が崩壊し、「近代」という新しい幕は開いたが、それがごく普通の人々の生活のレベルまで目に見えるかたちで舞台転換がおこなわれ、変化がおとずれるまでには、それなりの時間がかかるのである。

幕末維新期から明治という時代への転換は、国家の政治システムの大きな変革であったことは間違いないが、人々の意識や生活習慣までを一気に吹きとばしたわけではなかった。伝統的な民衆の世界は、そのまま残存しつつ、明治政府が画一的な政策を強行に押し進めようとすればするほど、対立・摩擦・分離の様相を呈した。

明治前期、三多摩各地の農村は、それぞれの地域のそれまでの歴史と文化をひきずりながら、首都近郊村として、歴史の場面転換を見てきた。海外貿易がはじまり、「絹の道」を通して、農村部と開港地・横浜との結びつきを強めていたが、その横浜が近ければ近いほど、その影響は大きかったにちがいない。その地理的条件からいえば、三多摩の中でも南多摩郡下の村々にいち早く、欧米文化が移入してきたことは首肯^{しゅくこう}できる。「市」を通しての物資の流れと人的交流は、町田や八王子の地域で新しい花を開かせていったのである。

これにくらべて西多摩郡下の村々はたしてどうだったのだろうか。八王子の川口村から小峰峠ひとつ越えると五日市という地形からいって、また「五」の日に市がたつという経済的条件からいって、また、秋川→多摩川→江戸・東京というルートで結ばれていることからいって、西多摩郡五日市は、他の村々に先駆けて新時代を迎えた。それでは、この五日市からさらに秋川流域の村々を経て、多摩川を越えたところに位置する西多摩郡熊川村、福生村の幕末維新期から明治前期は、どのような動きを示しているだろうか。「明治」と改元した元年（一八六八）から版籍奉還（明治二年）、廃藩置県（同四年）とつづき、薩摩、長州、土佐、肥前の四藩出身の実力者が固めた政府（「藩閥政府」という）は、次々と新政策を打ち出し、実行に移していったが、そうした上から一方的に下りてくる政策は、地理的、経済的、文化的条件にかかわりなく、この二か村にも同時に実施された。村や村民の意志を忖度（もくど）することなく、学制（同五年）、徴兵令（同六年）、地租改正条例（同六年）などの公布と矢継ぎ早の政策は、農民の生活を大きくおびやかすものであったが、必死になって受けとめてきた。というのは、この三政策に対しては、全国各地で反対の狼煙（もくろ）が上がり、一揆が多発したが、熊川・福生二村では、そうした動きはほとんどなかったからである。戸長職にある豪農層、中間にいる農民、底辺の農民など、村内の経済格差は歴然と存在したが、どこからも抵抗の動きはなかった。

このような村の方が、全体的にみれば平均的な村といえる。維新以後の生活が極端に変化したわけではなく、日常的な農業生産は変わりなくつづけられ、村落秩序もほとんど入れ替りないままに経過しているのである。富国強兵、殖産興業、文明開化といった明治政府の三大スローガンは、じわじわとしたテンポで、村民の生活に変化を与えたと見える。ここでは、この時期のいくつかの局面を切り取って、国家政策と村民の生活や意識、さらに思想や行動を具体的に見てみることにする。ただし、韭山県・品川県・神奈川県・東京府と激しくゆれ動いた「行政管轄区域の変遷」

については、第八章でまとめて述べているので、あわせて読んでいただきたい。

第一節 村の姿と村民の生活

**品川県の
社会金制度** かつての江川代官領は韭山県に、長塩・田沢の旧旗本領は品川県にというように、熊川村は交則的に二県に分割されていたが、明治二年（一八六九）六月、品川県一県に引き渡された。このとき、韭山県から品川県に移管された村は、熊川村をはじめ、大神・拝島・川崎村など十か村に及んだ。同年一月、品川県は管下の村々に「社会取建^{とくたて}」の布達を発した。社会制度は凶作に備えて貯穀をおこなう政策であるが、旧幕時代の貯穀制度とは大きく異なっていた。旧幕時代は「比較的富裕な農民が出穀し、穀物の貯蔵庫も各村に建てられており、村の自治に委ねられる点が多かったのであるが、品川県の社会制度は貯穀米を品川県役所に一手に集め、その管理運用のいっさいは県自体が行なうこと」（森安彦「御門訴」の展開過程、『多摩のあゆみ58』）であった。農民とは切り離された制度で、貯穀割当量にランクはあるが、一方的に押しつけられた政策であり、それも社会制度を出発させた明治二年は大凶作の年で、農民にとってはかなりの負担になった。

貯穀方法は持高五石以上の者は一石につき米二升の割合（二パーセント）、五石以下の者（「難澁者」とみられていた）はその暮らし向きに応じて三級にふりわけ、上の者は一軒につき四升、中の者は三升、下の者は一升五合の出穀を命じた。また困窮者については、免除された。

明治二年から一二四年後の一九九三年の凶作は、深刻な米不足を招き、日常食べる米の購入に長い列ができ、つい

図 V-1 「御門訴事件」の記述
(1月12日の条「明治3年庚午日記」石川彌八郎家文書)

に輸入米に頼る事態になってしまったことは記憶に新しいが、明治初年の凶作時には、品川県は「農民救恤制度」をたてるために、あえてこの

時期に社倉制度を打ち出した。しかし「施行当初から、救恤制度として民衆にすんなりと受け入れられることは難しかった」(藤野敦「品川県社倉騒動の背景と影響」、『多摩のあゆみ58』)。なぜなら、集められた社倉米や社倉金(石代納も認めている)の運用については、何ひとつ県民に知らされることはなく、「農民に還元される機会も保障も甚だ不確定」(前掲、森論文)だったからである。

農民にとっては凶作時の貯穀といっても、単に租税が増加したものと受けとめられ、「農民収奪の性格」(前掲、森論文)をもつものであった。その結果、免除歎願運動がおこった。北多摩郡の田無新田と武蔵野新田一二か村は一体となって歎願と門訴をひきおこした(のち、田無新田は運動から脱落)。

「石川家日記」(『多満自慢石川酒造文書五』、以下『石川酒造文書』と略す)には

田無最寄拾ヶ新田之百姓、社倉之義ニ付、十日夜、品川県御役所江門訴与唱凡式百人程罷出候処、御役所之御人数ニ而八拾人程御召取ニ相成候よし(明治三年一月一二日)

という記述がある。実際は品川県庁の門前で歎願をしただけだが、県側の強圧的な対応により、多数の負傷者がでて五一人が捕らえられた。その結果、一二か新田一五名の村役人に処罰がくだり、役職を剝奪され、懲役や杖、笞叩の

刑に処せられたが、そのうち四人は獄死した。これがいわゆる「御門訴事件」である。

熊川村の 熊川村の社倉の貯穀高割当の根拠となる下調べは、石川弥八郎によって明治二年一月一三日に終わ社倉金対応 っていた。「社倉積立金書上帳」(『石川酒造文書五』)によれば、一五一軒のうち三一軒が五石以上

(三寺を除く)、五石以下で上の者一二軒、中の者三二軒、下の者四〇軒、さらに「極困窮」の者で社倉積立が不可能な者一七軒、「潰百姓」が一九軒で、これに対して明治三年一月一七日に、石代永七八貫四八〇文を上納するよう廻状がまわってきたことが「石川家日記」に記されている。「御門訴事件」の話を聞いてからわずか五日後のことである。石川にとってはまさに人ごとの話ではなかった。明治二年二月の「村方銘細書上帳」(『石川酒造文書五』)には「村方皆畑ニ而困窮之村方ニ御座候」とあるように、熊川村全体はまさに「困窮村」であった。そんな村にも、画一的に上納の達がまわってきた。石川にとってはなんとも頭の痛いことであつたろう。その証拠に以後、日記には「御門訴事件」のことなど社倉の件には絶えず注目していた様子がうかがえる。

田無組拾貳ヶ新田事件委ク知事様御立服ニ而、知事様石新田江御出張被遊、村役人并頭取体之もの御召捕相成、(略)、何れ此事件ハ不残御召捕之上、民部省江御伺ニ相成候様子との事(明治三年一月二四日)

村役人の一人として石川は、御門訴事件への政府の対応や知事の動向も大いに気になることであつた。二月一日の夜中、小前一同を集めて「社倉積立之儀」を申し渡している。それから一週間後の一七日、弥八郎は組合村中の社倉石代金を取り集めて上京したが、上納せずにいったん帰村し、二七日に改めて上納のため出府した。

では、熊川村では品川県の指示どおりのランク付けで、それぞれ割り当てたのだろうか。牛米努が明らかにしたところによれば(「明治維新と石川家」、『石川酒造文書五』)、「五石以下・上之分の者が品川県の基準より多くの負担を

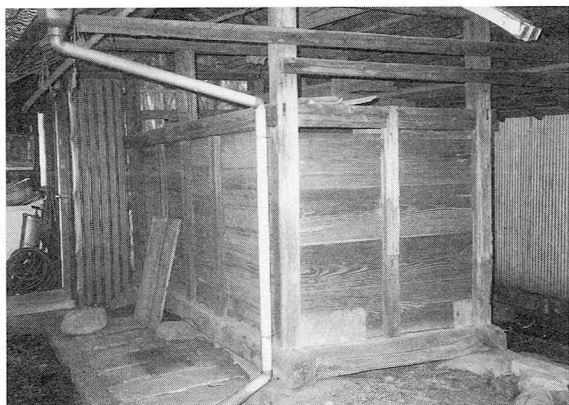


図 V-2 天保 11 年の福生村の穀箱 (田村清家蔵)

負い、かわりに五石以下・下之分の者の負担が軽減されている」という。上之分は品川県の基準でいえば、「一軒に付米四升」であるが、熊川村の出石割合は「一石に付米一升七合」となっている。また下之分は品川県は「一軒に付米一升五合」で、熊川村は「一軒に付米一升」という具合である。実際には、下之分の者は四〇軒あるわけなので、品川県どおりの基準だと六斗となり、熊川方式だと四斗となり、下層クラスの農民にとっての二斗の差は大きかった。総量をかえないで、村内の状況を見て上高下低の若干の調整がおこなわれていたということになる。

また牛米によれば「石川弥八郎が従来より名主を勤めてきた御料分では、この半額を村人が出金し、残りの半額は一時的に石川家が立替えて上納している」ともいう。名主格の身分の者が、当座、立替えているのであるが、村落共同体維持のためのシステムといってもいいだろう。

さらに江戸時代以来、一五石の稗ひえが貯雑穀として保管されてきていたもの（江戸時代以来の「穀箱」〈櫃〉が、市内にも残っている）を、明治二年九月一五日に、それをいったんは「封印之上」預けさせられたが、翌三年三月には、名主石川弥八郎の名で、そうした貯穀が廃止されたことを承知すると同時に、熊川村ではこれにかわる新たな社会積穀についてはきちんと上納してきたことを踏まえて、「当節物価高直ねニ而、小前こまえ末々之者共夫食ぶじきニも差支切迫罷在まかりあり、御下ケ之義相歎候」との願書を品川県に提出していた（「諸事ひかえ」『石川

酒造文書五〇。つまり、凶作飢饉にそなえていた一五石の貯稗穀については、戻してほしいという願書である。この願書はうけ入れられた。名主弥八郎は、「早速、貧民共江割渡し」することを報告している。つまり、明治初期の段階では、牛米の指摘にあるように近世以来の「名主」と、「村の惣代」といった両側面を石川家はあわせもっていたからこそ、「夫食」にまで切迫していた貧窮民に対して黙ってみすごすわけにはいかなかったのである。とれるべき方法はさまざま試み、実行していったといえる。

福生村の社

倉金

熊川村の名主が社倉金をめぐって奔走している同じ頃、葦山県に所属し、拝島寄場組合から箱根ヶ崎寄場組合に管轄換えになった（明治二年七月）福生村ではどうだったろうか。福生村の名主田村家の

日記に関連記事がみえる。

明治三年 三月五日 道普請、昼々組頭寄合。（略）窮民助成方之義申談し候

同 四月一日 村方窮民へ助成さし出候

同 一〇月一日 社倉寄合江行

同 一〇月六日 社倉御取立ニ付、見込可申立旨被仰渡候ニ付、最寄拾ヶ村申合可申上旨申立、又当春窮民救助之御褒美拾両以下御賞誉、拾両以上ハ御書下ヶ御目録頂戴、半十郎へ金三百疋被下置候

同 一〇月二一日 社倉之義、一人四合積り、五ヶ年に割合積立候積り

明治四年八月二一日 組頭寄合、義倉稗、本籍耆人ニ付五ヶ年之間、年ニ八升づつ御沙汰（略）、本籍耆人ニ付五升、八升者高掛り之積り

この田村家は、慶応二年の武州一揆の際に、打毀しの対象とされ、大きな被害をうけた経験がある。明治三、四年

図 V-3 窮民救助で褒美をさずかる記述
(「庚午日記・明治3年閏10月」田村半十郎家文書)

といへば、まだ四、五年前の出来事である。また翌慶応三年には、福生村村役人が相談の上、困窮者へ一人錢二貫文

ずつ助成したこともある。そういう経験からいって、明治二年の大凶作のあとの村の状況は、名主格の田村家にとっても深刻にうけとめられた。組頭の寄合に行つて窮民への助成を決め、早速実行にうつしている。窮民救助で三〇〇疋もの褒美をさずかっていることからいっても、田村家はもっとも敏感に反応したといつてもいいだろう。また、五年間、一年に一人八升ずつ「義倉稗」抛出の沙汰についても、八升はいかにも多いと、五升を主張している。熊川の石川家とは姻戚関係にあるし、両家とも年中、往き来があることが日記から読みとれるので、村役人としての役割については、お互いに話し合うこともあったのではないだろうか。葦山県所属の福生村の方が一軒当りの抛出高は多い。村の状況を熟知している田村にとっては、助成や救助をまず最初に考えないわけにはいかなかった。維新以後も、行政区割はさまざまな変更があったが、村役人クラスと村民との関係は、従前どおりであったといえる。

明治前期の
熊川・福生村
勝沼（青梅市）の神官齋藤眞指は、神奈川県からの委嘱をうけ、明治一年から西多摩郡内各村の『地誌』の編纂に着手した（滝沢博「皇国地誌と齋藤眞指翁」、『青梅市史史料集二五』）。大きな流

れでいえば、維新政府が太政官布告で官撰地誌編集の事業をはじめたことに由来するが、斎藤の地誌は村役場からの資料提供の遅延などもあってなかなかはかどらなかった。そこで明治二十一年、再度調査を委嘱され、翌々年の明治二十三年によりやく完了した。一二年もの長期にわたる仕事となつてしまった。熊川村と福生村の地誌は、「明治二十一年

東に流れている。里道は川の沿岸を南北に通じている。民家はだいたい水辺や道路に面しており、林を背にしている例も多い。道が四方に通じていることもあって物が欠乏するというものもない。薪はゆとりがあるが、炭は外から購入しなければならぬ。また、玉川沿岸の地は時々水害にみまわれる。

一六三戸、八八五人の熊川村、二八六戸、一四九四人の福生村の明治のはじめの村の様子である。安政六年（二五九）に近世ではもっとも多い一三〇九人を数えた福生村（『福生市史・上』）であるが、それから幕末維新时期をはさんだ二九年間に、一八五人の増加である。江戸時代、とりわけ幕末期の人口増の傾向とほぼ同じペースであるので、人口という面でみても、幕末維新时期前後の半世紀はあまり大きな変化はなかったといえる。

また、いわゆる「華士族」という身分の者は両村とも一人もいない村であることも、ひとつの特徴であろう。

**近世と近代の
両村の物産** 領主に対して村の様々な状況を報告したものが「村明細帳」であるが、そこからは江戸時代の姿を読みとることができる。両村ではいったいどんな作物を生産していたのか。「村明細帳」と「村誌」

の記録（表V-1）を比較してみれば、農業生産の幅がどのようにひろがってきたのかをみるることができる。

天保一四年（二四三）の「村方明細帳下書」（『近世1』14）によれば、熊川村の畑作物として「大麦、小麦、粟、稗、芋、蕎麦、大根、荳^え作^り、茶、桑、蚕、茄子、ささげ」が記されている。それから半世紀近く経った明治二年（二八八）の「村誌」に記されているのは、「大麦、小麦、裸麦、粟、稗、小豆、大豆、蕎麦、豌豆^{えんどう}、蘿蔔^{らぶ}（大根のこと）、藍葉、甘藷、製茶、番茶、繭、玉繭、屑繭、生糸、熨^の斗^し糸、玉糸、生皮^き苧^そ」などである。裸麦をはじめ、大豆、小豆、豌豆、藍葉、甘藷など新しい作物が増え、種類が非常に多くなっていることに気づく。わずかではあるが、経営の拡大をはかっているといえる。



図 V-4 「福生・熊川村誌稿」(福生市役所蔵)

七月脱稿」(『青梅市史史料集二四』)とあるので、再度委嘱をうけた後で完成した地誌である。斎藤自身が足で歩いて、直接戸長など村役人に面会してまとめたものであるので、データとしてはかなり信頼に足るものといえる。

内容は沿革、管轄、位置疆域、幅員、地味、地勢、地所、地種、里程、耕地地、字地、戸数、人口、学校、神社、寺院、道路、原野、河渠、堤塘、渡津、橋梁、古墳、古蹟、租税、物産、旧検地帳表書合計、旧家者などである。両村の項目に若干の違いはあるが、これらの内容から、明治前期の村の姿をつかみとることができる。おそらく江戸時代の状況と差異はあまりないと思われる。「地勢」に示された村の状況を要約してみると次のようになる。

熊川村 西の方は広く、これにくらべると東の方はやや狭隘で、玉川が南のはしを流れ、北は山林がうっ蒼としている。村の中央を玉川上水が貫流している。民家は川の流れに沿ってならび、それも南の方にかたよっている。里道は玉川の北岸に沿い、東西に通じている。運輸は便利で、物の欠乏ということもほとんどない。薪はあまるけれど、炭は外から買わなくてはならない。玉川は時々洪水をおこし、水害をうけることもある。

福生村 東西に長い村で、中央は陸田がつらなり、玉川が村の西南境を横切っている。水田はすこぶる開け、東北部は山林が密茂している。村の境は犬のきばのように入り交っている。玉川上水は南部にかたより、西

第1節 村の姿と村民の生活

表 V-1 「村誌」から見た両村の比較

明治21年（1888）7月

	熊 川 村	福 生 村
幅 員		
東 西	19 町 5 間	32 町 56 間
南 北	22 町 36 間	22 町 16 間
周 囲	2 里 19 町 58 間	3 里 20 町 52 間
面 積	111 万 2601 坪	188 万 7632 坪
地 味		
色 質	黒 南部 砂礫混淆 北部 粗薄	黒 砂礫混淆 武蔵野は輕燥野薄
適 種	早稲 小麦 蔬菜 桑	早晚稲の中間 大小麦 蔬菜 桑
地 勢		
東 部	平坦 畑・山林淆錯 犬牙	平坦 畑山林
西 部	平坦 耕宅地・山林	平坦 田畑宅地
南 部	一連低下 玉川に面す	平坦 畑宅地山林
北 部	平坦 山林 運輸便利 百物欠乏少ない 薪は余りある 炭は購求	平坦 畑宅地山林 水田開け 百物欠乏少ない 薪は余りある 炭は購求
地所（民有地）		
田	14 町 4 反 2 畝 19 歩	15 町 4 反 2 畝 23 歩
（地価）	3066 円 11 銭	3066 円 11 銭
畑	125 町 5 反 3 畝 16 歩	246 町 1 反 1 畝 10 歩
（地価）	1 万 3197 円 35 銭 6 厘	1 万 3197 円 35 銭 6 厘
宅 地	14 町 1 反 8 畝 13 歩	21 町 反 9 畝 28 歩
（地価）	3530 円 99 銭 9 厘	3539 円 99 銭 9 厘
山 林	130 町 9 反 畝 21 歩	185 町 1 反 畝 3 歩
藪	1 町 3 反 2 畝 3 歩	町 反 畝 歩
芝 地	20 町 9 反 1 畝 28 歩	13 町 反 8 畝 21 歩
墓 地	4 反 3 畝 27 歩	6 反 1 畝 21 歩
合 計	280 町 反 4 畝 22 歩	481 町 6 反 畝 3 歩
戸 数		
華土族	0	0
平民 本籍	163 戸	286 戸 (入寄留 15 戸含)

	熊 川 村	福 生 村
人口 (男)	426 人	759 人
(女)	453 人	768 人
	879 人	1527 人
牛	0	—
馬 (牡)	8	—
馬 車	0	—
荷 車	81	—
人力車	5	—
道 路	八王子道 (県道) 埼玉往還 (県道) 青 梅 道 (里道) 東京海道 (県道)	埼玉往還 (県道) 八王子道 (県道) 箱根海道 (里道) 青 梅 道 (里道) 東京海道 (里道) 上江戸道 (里道) 下江戸道 (村道) 前沢海道 (村道)
原 野	下河原 無 名 無 名	河 原 無 名
河 渠	玉 川 玉川上水渠 用 水 渠	玉 川 玉川上水渠 中 川 堀 半十郎用水渠
堤 塘	元 堤 2 番堤 3 番堤 4 番堤	1 番堤 2 番堤 3 番堤 4 番堤 出し堤
渡 津	牛浜渡	福生渡
橋 梁	日光橋 牛浜橋 青梅橋	牛浜橋 清厳院橋 (明 18) 宿 橋 (明 19) 宮本橋 (明 8)
租 税 国税 地税	461 円 4 銭 6 厘	902 円 58 銭 9 厘

第1節 村の姿と村民の生活

	熊 川 村	福 生 村
車税	41 円 50 銭 厘	22 円 25 銭 厘
煙草税	40 円 銭 厘	10 円 銭 厘
酒造税	202 円 44 銭 6 厘	169 円 3 銭 8 厘
(合計)	744 円 99 銭 2 厘	1103 円 87 銭 7 厘
地方税 地租割	96 円 91 銭 8 厘	189 円 49 銭 6 厘
戸数割	49 円 60 銭 厘	86 円 40 銭 厘
営業税	71 円 37 銭 5 厘	100 円 76 銭 5 厘
雑種税	35 円 37 銭 5 厘	53 円 50 銭 8 厘
(合計)	253 円 26 銭 8 厘	430 円 16 銭 9 厘
物産 米	182 石 1 斗 7 升 5 合	168 石 斗 5 升 合
糯米	11 石 斗 5 升 合	27 石 7 斗 升 合
陸 米	14 石 8 斗 升 合	57 石 8 斗 升 合
陸糯米	48 石 3 斗 升 合	36 石 2 斗 升 合
大 麦	365 石 3 斗 升 合	722 石 8 斗 升 合
小 麦	142 石 4 斗 5 升 合	455 石 1 斗 升 合
裸 麦	9 石 斗 5 升 合	石 斗 升 合
粟	104 石 5 斗 5 升 合	331 石 8 斗 升 合
稗	14 石 5 斗 升 合	126 石 5 斗 升 合
小 豆	60 石 6 斗 2 升 合	93 石 7 斗 5 升 合
大 豆	36 石 7 斗 5 升 合	118 石 8 斗 5 升 合
蕎 麦	65 石 5 斗 5 升 合	215 石 5 斗 升 合
豌 豆	52 石 5 斗 升 合	12 石 8 斗 3 升 合
藍 葉	1595 貫目	貫目
甘 藷	13430 貫目	20245 貫目
羅 蔔	8510 貫目	20623 貫目
製 茶	280 貫目	貫目
番 茶	75 貫目	
繭	98 石	115 石
玉 繭	22 貫目	31 貫目
屑 繭	20 貫目	28 貫目
生 糸	88 貫目	182 貫目

- 注 (1) 「熊川村誌」・「福生村誌」(青梅市史料集第 24 号『皇國地誌・西多摩郡村誌(四)』, 青梅市教育委員会, 昭和 54 年 9 月 1 日)を参照し, 原典の「熊川村誌稿」および「福生村誌稿」にあたって誤謬を訂正した。
- (2) 内容については両村誌とも, 項目を選択している。

また、養蚕、製糸についてはどうであろう。「村誌」では両村とも「繭、玉繭、屑繭、生糸、熨斗糸、玉糸」などがあり、とりわけ繭と生糸については「八王子駅へ輸出」とか「近傍生糸商業者へ販売」とか記されている。横浜開港以来、『浜出し』としての輸出品が、両村とも定着してきていたことを示している。これらの売買をおして生産性の向上と、生糸商人をおしての新しい異文化、異文明との接触がはかられたとみることができる。表向き近世以来、それほど大きく変化はしていないように見えるが、しかし繭や生糸をおして、新しい文明開化の波が、この両村にも少しずつ押し寄せてきたのである。

第二節 秋川と多摩川流域の自由民権運動

西多摩の自由民権運動

板垣退助らが民権議院設立建白書を提出したのは明治七年（一八七四）のことで、天下の公論が反映される政治、つまり国会の設立を求める内容の建白書であるが、以後一五年くらいづく自由民権運動のスタートとなった。同年、板垣は土佐（高知）に帰って立志社という結社をおこして、活動の拠点づくりをおこなう。翌年には全国に呼びかけ、大阪に愛国社を設立し、基盤を拡張強化していく。

建白書提出と同じ年、神奈川県では元老院議員になる前の中島信行が県令になり、公選民会の即時施行を唱えた。二年ほどで野村靖にかわるが、この時期の神奈川県政は、民権運動芽生えのための栄養を貯わえる時期にもなった。

三多摩の民権運動は、明治十一年、南多摩郡野津田村（町田市）の石坂昌孝や村野常右衛門らを中心に、二〇名の有志が責善会を結成する頃（明治十一年五月）からはじまるが、わずか数年の間に三多摩各地に燎原に放った火の勢

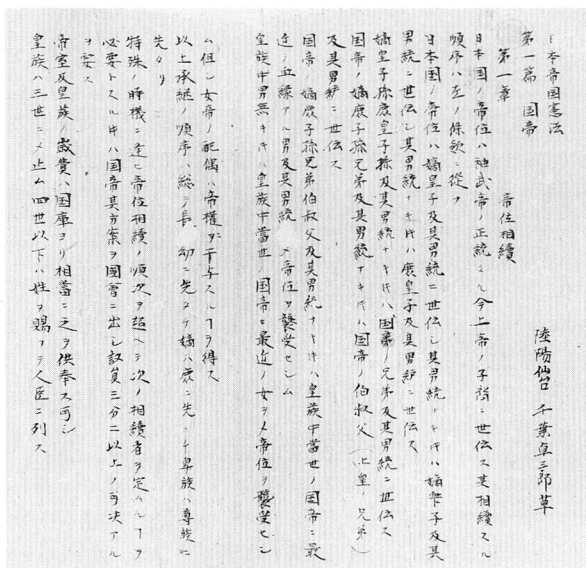


図 V-5 「五日日市憲法」

いを思わせるほどのひろがりをもせた。神奈川県民権運動は、そのうち全国レベルでも大きな位置を占めるようになる。民権結社と自由党の数を比較しても（国立歴史民俗博物館「文明開化」解説シート参照）、二三四社の高知県について第二位（一四一社）であり、自由黨員も四二七人の秋田県について、二二六人という数で、神奈川県が第二位である。その神奈川県の中でも南・北・西の三多摩郡下は結社の数で半分近く、自由黨員数で七割近くをしめ、神

奈川県の民権運動の中核となっている。

西多摩の民権運動は秋川流域の五日市を中心とした地域が、なんといっても質量ともに群を抜いている。町長をはじめ、県会議員、戸長、村用掛、学務委員、教員など青壮老をまじえた地域ぐるみの運動を展開し、大きな成果を残した。とりわけ、九〇にも及ぶ自由民権期の私擬憲法の中でも、人民の権利を保障し、民主主義体制を構想している「五日日市憲法」（正式には「日本帝国憲法」、深沢家文書・五日市町）は、民権運動の質の高さを示しており、それはまた三多摩近代史の中でもエポックメイキングな歴史遺産として引き継いでいくべきものといっても過言ではないだろう。それも個人的な創作というより、学習活動の積み重ねの中から創造されたという歴史

的事実は、五日市圏ともいべき地域の政治、経済、文化などさまざまな領域が、非常に高いボルテージを内包していたことを証明している。

このように西多摩郡内の民権運動は、ひとときわ熱く燃えた地域を中心に、大きな盛り上りを見せ、元八王子圏（南多摩郡、八王子市）、青梅圏との接触、交流の動きをみせてはいるが、筏が流れるコースに沿って秋川流域の村々から多摩川流域の村々へとは、ほとんど回路はつながっていなかった。

秋川流域の民権への動き

福生と隣接する秋川流域は、瀬戸岡村の瀬戸岡為一郎や二宮村の静原寛十郎ら戸長や県会議員を中心に、明治一五、六年頃から動きをみせはじめる。一三年から動いている五日市とくらべても二、三年遅れている。五日市周辺村の活動についてまったくつかないというわけではないのだろうが、同じ活動圏ではないためにそれほどの交流もなかったし、刺激も少なかったのではないだろうか。

明治一五年一月に、青梅町で旧友会という会合が開かれ、ゲストに嚶鳴社員（おうめい）も呼んでいたが、そこには福生村の田村半十郎も参加していた。しかし、この会は定期的なものとはならなかったようで、学習結社には発展しなかった。

秋川流域から民権集会の機運が盛り上るのは、明治一六年からである。二宮村戸長で県会議員（一六年三月～一七年二月）である静原寛十郎は、「岡耕日記」（けいこう）（一六年一月～二月まで）にその辺の事情を詳しく記録していた。その日記から再現してみると、おおよそ次のようになる。

まず、五月八日に、瀬戸岡為一郎と雨間村の平野太郎右衛門が静原のところを来訪して、青梅で、末広重恭、西村玄道、城山静一の三氏を招聘して政談演説会を開催したので発起人になってくれとの依頼をした。静原は「両氏ハ親交ノ友人ニシテ、辞スルモ悪シカラント、速ニ賛成ス」と記している。静原にとっては積極的な賛成ではなく、友



図 V-6 神奈川県会議員
瀬戸岡為一郎
(『神奈川県誌』より)

情を大切にする意味で賛成にまわったことがわかる。翌九日、秋川北側の牛沼村の「虎屋」^{とらや}で会合があり、静原は平野と同道して参加した(このときの会場は筆者の「福生の自由民権運動」『みずくらいど・2』で、資料解説を「牛浜」と読み、福生、熊川などの有志者への影響を推測したが、牛浜では大部分の会員が、わざわざ多摩川を渡らなければならぬことから、秋川地域にある「牛沼」と読んだ方がつじつまがあう。ここでは訂正して「牛沼」を会場として考えた)。

このときの参加者は静原、平野のほかに、村山(名前は不明)、福生村の田村金右衛門、塩野正作(草花村)、秋山佐七、内田嘉右衛門(平沢村)、野口正吉(菅生村)、瀬沼勝太郎(油平村か)、の九人が集まり、幹事総代に平野、田村、村山、瀬戸岡、静原が選挙され、青梅町の初音座で政談演説会を開催することを決めた。

それから三日後の一二日、末広重恭から病気の連絡をもらった瀬戸岡と平野がふたたび静原を訪れ、演説会を秋まで延期することを提案し、静原も賛同して結局、演説会は延ばされた。このときの参加者の中で自由黨員は、瀬戸岡だけで(明治一六年二月に入党)ある。このように瀬戸岡は入党三か月後には、在地の仲間に働きかけて運動を拡大しようと動いていた。

福生村の田村金右衛門が主要メンバーの一人に加わっていることに注目したい。田村の役職や経歴などについては不明であるが、田村半十郎より前に秋川地域のグループと行動していた。おそらく瀬戸岡や平野らとどこかでつながりをもっていたのであろう。静原が

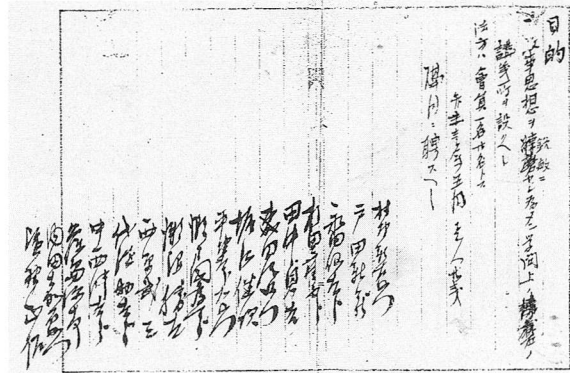


図 V-7 「講義所」目的（静原輝喬家文書 秋川市）

発起人にさそわれて断われなかったように、旧知の間柄であったのではないか。

同年九月に羽村の禪福寺で開催された「蚕業集談会」（「蚕業集談会広告」静原家文書）には、羽村の指田茂十郎や下田伊左衛門らとともに、福生からは田村金右衛門、田村半十郎、瀬戸岡村からは瀬戸岡為一郎が発起人に名前をつらねていることからいっても、実業家の仲間としての交流があったことが推測できる。

また、この演説会開催の動きと平行して、政治思想を学習する「講義所」設立が、やはり瀬戸岡を中心に進められていた（静原家文書）。目的は「政治思想ヲ鋭敏ニセン為メニ学問上ノ講義所ヲ設クヘシ」とある。

（原文は「練磨」を抹消して「鋭敏」に修正している）。メンバーは自由党員の瀬戸岡のほか一五名いるが、中西仲太郎（引田村）、久保島源十郎（平沢村）も自由党員である。そのほかは平野太郎右衛門、瀬沼勝太、内

田嘉右衛門、塩野正作らで、演説会集会企画メンバーとだぶっている。この会の活動実態は不明であるが、弁士を隔月に招聘して政治思想学習会を開催することがうたわれている。会費は一人二〇銭になっている。瀬戸岡らのメンバーは、おそらくこの会の同志としてのつながりがあったのであろう。村の枠をこえた豪農層、名望家層のネットワークが形成されていたのである。ときにその組み合わせは、多摩川上流の羽村などつながることもあるが、いくつも重

なりあいながら、次第に民権思想への共鳴をよんでいたのではないだろうか。

自由党加盟
演説会が五月にいったん延期になってしまい、民権への動きが停滞してしまったが、ふたたび動きが呼びかけ
みられるのは、九月になってからである。静原のところに自由党組織の件で平野が尋ねてくる(六日)。

翌七日、瀬戸岡(自由党员)、平野、静原、坂本次郎左衛門、田村(金)、秋山の六人が鶴岡亭に会合を開いている。この会で静原と田村が鋭く対立し、坂本と瀬戸岡が仲裁に入ったが結局は対立が解けず、「余ハ(静原のこと)到底、本会ヲ集活スルコト能ハサルコト」を思い、ささと退出してしまった。何の理由で意見がわかれたのかは不明であるが、自由党入党をめぐる基本路線の違いがたのであろう。三日後、仲裁役の坂本・瀬戸岡がふたたび静原を訪れ、もう一度会への参加を呼びかける。結局、静原は「容易ニ諾セス」、懇親会だけは参加する旨答えている。たとえ路線が異なっていようと、本人が「情ヲ以テス」と記しているように、人間的交流の側面も、こうした運動を進める上で大事な要素となっている。

その二日後、今度は福生村の田村半十郎が偶然、静原を来訪している。田村は決裂に終わった七日の会のことを心配している。田村が静原に語ったところによれば、田村のところにも坂本と瀬戸岡が訪れ、しきりに自由党への入党をすすめたという。しかし、田村も入党の承諾は出さなかった。田村は自分が「県會議員ヲ辞シテ」(一六年二月に辞任)、これからの郡内の有様を冷静に観察すると、「憂フベキコト数多アリ」といって自分の気持を吐露している。

「ココニ於テヤ、大ヒニ民心ノ振ハサルヲ覺ル、豈人民ノ首位ニ立チ、恬トシテ救ハサル、人ノ通義ナランヤト」。

田村は民心がふるわないことをさとした。それを知ったらなぜ、人民の先頭にたって平然として救わないでいられるのか。それが人の通義だろうか。今、自由党に入党することが最善の道ではない。どん底の生活にあえいでいる



図 V-8 田村半十郎豊章
(高崎弥太郎家蔵)

民衆の救済が最優先ではからなければならないということだろう。これを書きとめた静原もまた田村に共感したのであろう。二人とも自由党入党は最後までしていない。

田村半十郎と それからまた二か月が経過した。坂本と瀬戸岡は三たび「政事研究所」 静原を訪問した（十一月一二日）。用件は「政党結団」のこと。またまた静原は即答を避けた。翌日、静原の方から雨間村の平野太郎右衛門を訪ね、結局、なにも決せずに帰宅している。

一月一五日、田村半十郎はついに「政事研究所」設立を静原に謀った。静原もまた「思想ヲ語」り、田村の考え方と「符合」し、二人で目的、方法など大綱を定めている。翌日から田村は青梅に出向き、社員募集をはじめ。

一月一八日、静原は小川村、野辺村、草花村、平沢村などを遊説し、会員五名を得た。田村は青梅からさらに西に入り、氷川辺まで遊説している。

二〇日にはついに静原が「会旨及ヒ会則」の草案をつくりあげた。

二一日、静原は雨間村の平野太郎右衛門を説得する。九月の自由党組織の件では、平野が静原を口説いたが、わずか二か月で立場が逆転している。平野は「前回、政党組織ナラサルヨリ、心竊カニ不満ヲ抱キテ応セス」。平野は首をたてに振らなかった。自由党系の組織づくりがうまくいかなかったことへの怨念でもある。その後、静原は瀬沼、代継、西原を説得した。田村の方は瀬戸岡と一緒に「五日市ニ遊説セリ」。これまで、青梅とのつながりはあったが、五日市と連携しようというのは、はじめての動きであった。



図 V-9 「政事研究所」初会合の開かれた長徳寺

この頃五日市は、それまでの運動の理論的指導者で、多くの活動家から慕われていた千葉卓三郎が亡くなり（一月一二日）、中核を失なってしまったショックで沈みこんでいた。当然、五日市の反応にもぶかったことが推測される。

二九日、ふたたび田村が政談会員募集の件で静原を訪ね、種々協議し、いくつかのことを決めて別れている。会員募集が思ったほど進まなかったのではないだろうか。

三〇日、今度は静原が田村を訪ね、一二月五日に集会を開くことを決めた。帰り道、草花村の小宮尚光のところに寄り会員加盟をすすめる。また、菅生村でも友人に托して会員募集をはじめている。引田村の中西仲太郎にも手紙で集会のことを知らせる。

一二月五日、田村が「政事研究所」の構想をたててからわずか一か月で、念願の初会合を開く。「本日ハ学会規約開議ヲシテ、初メテ福生村長徳寺ニ会ス、相会スルモノ五十余名ナリ、田村半十郎氏仮リニ会長ノ席ニ就キ、審議条例ヲ定メ散会ス」と静原は日記に記した。淡々とした記述ではあるが、田村と二人で郡内を東奔西走してかけずりまわってやっとこぎつけた集会である。会場は福生村の長徳寺、参加者は五〇名以上。五日市や青梅での演説会が一〇〇名から二〇〇名も集めていることと比較すると、若干人数は少ないが、福生ではじめて開いた集会としては大成功だったのではないか。この

○西多摩郡通信 青梅町の有志者あり先きより神奈川縣下
西多摩郡人民の政治思想を乏しきと憂ひ時習社と稱する
一社を設けて討論講學を研究せり然るも田村某靜原某の
如き徒ら例の改進黨派の人物あり曖昧と狡猾とを以て主
義とせるが如きものあれば之れが爲め何分も頌を擧ぐ
ると能はざり種々奸策を運らせし末全く自由黨を賛成とる

図 V-10 「自由新聞」(明治
17年3月6日)

会場に静原など秋川地域の村々から参加した者以外に、地元の福生村から田村のほか何人参加したのかはまったく不明であるが、三多摩の民権運動拠点地からは三年ほど遅れてのスタートとなったが、わずか数人でも中心メンバーがいれば、結社設立が実現し、演説会や懇親会を開催することができるようになるひとつの例として注目できる。

五日市・府中・八王子・原町田など拠点地以外の村々に、自由民権運動の火がどのようにして点火されたのかを、この例から読みとることができる。

このように、田村が発起した「政事研究所」が、どのようにして会員を獲得し、会則をつくり、第一回の集会を開くまでこぎつけたかをみてきたわけであるが、その組織化過程では、直接面会して口説く手法をとっていることがわかる。その中で賛同か否かを決めるのは、かなり個人的な感情や人間関係が左右している。

対立する「自由」「政事研究所」の具体的活動内容については、趣意書とか会則はもちろん、関係する資料が何ひ新聞」の反応とつ残されていないこともあって、その詳細をつかむことは無理である。ただ「自由新聞」は、自由党と激しく舌戦を展開していた改進黨系の結社ではないかと見て、かなり偏った記事を掲載している。

この頃、自由党と改進黨は激しく対立し、自由党は「偽党撲滅」というスローガンをかけて近親憎悪のような感情むき出しで、全国各地で改進黨攻撃をしていた。そういう背景の中で、田村や静原らの動きを伝える記事が二つの

新聞に掲載されたのである。

「東京横浜毎日新聞」の記者島田三郎を招聘して、明治一七年（一八八四）二月一九日に青梅の西分村、翌二〇日に福生村の長徳寺で演説会が開催された。西分村での会合は、会場は坂上楼（さかうべ）で、一三〇〜四〇名の参加者があったと伝えられている。「至善至美なる真政党ハ独り自由あるのみ、改進黨ハ偽黨なり」と、五日市や八王子の有志五、六名が演説した。これに対して、「言語の龜慢（そまん）なるが故にや、噉々（じうじう）として反対の声を激生したり」という状況を呈した（「東京横浜毎日新聞」明治一七年二月二二日）。

一方、「自由新聞」の記事は次のように報道している。これまで青梅には自由党系の時習社という結社を軸に活動していたがために、「例の改進黨派の人物」の「田村某、静原某」らは、頭をもたげることができずにいた。種々奸策をめぐらし、時習社の自滅を目論んだ。その策というのは「自由党を賛成するが如く見せかけ、其力を仮りて」党勢を張るといふ作戦に出たのである。まず自由党員の瀬戸岡に「甘言以て」近づき賛成をもらい、一六年一二月に懇親会（前述の第一回の集会のこと）を開き、定期的な開催を決定した。その懇親会の会費を、次の会の弁士招待費にあて、島田三郎を招聘するという噂がとんでいる。これに対して「郡内正義の徒は大に憤り、其期日に至らば一と泡

縣下の論客に比して更に激する者なり翌二十日に
會員田村氏の居村福生村長徳寺に於て郡中同志の
會あり島田も此に參會して二題を演し夕に及んで辭
して去りしよし同人の轍跡を記るしぬ

図 V-11 「東京横浜
毎日新聞」(明治17
年2月22日)

吹かせ呉れと扼腕して待」っていたという。そこに第二回（二月一九日）の会合が青梅で、三回目（翌日（二〇日））福生で企画開催された。五日市の民権活動家の馬場勘左衛門（自由党員）、深沢権八（自由党員）、大石亭などが手ぐ



図 V-12 深沢権八

すねひいて待っていたというわけである。田村半十郎は彼らから詰問を受ける破目になる。当日会場では、馬場、深沢、大石らが代る代る演壇に立ち、「偽党攻撃の演説」をした。弁士に呼ばれた島田も次々に質問を並びせられ、「遂に閉口」したと伝えている。田村や静原が企画立案してすすめた演説会は、結局、自由党系の民権家の独壇場となり、「偽党攻撃大会」になってしまった。

ついに自由党と改進黨の対立の構図が、西多摩の民権運動にもそのまま反映されるようになってしまったのである。民権派内部の醜い対立が、地域の民権運動をも汚染し、松方デフレのもとで不況にあえぐ農民たちの苦しみを自分たちの運動にとりくむこともせず、いたずらな政争にあげくれたのであった。「五日市憲法」を自分の命をかけて完成させた指導者千葉卓三郎は、このときすでに黄泉の国にいつてしまっていた。千葉が生きていたら、こうした不幸な対立をどのようにみたであろうか。田村らが意図した政治学習運動も、その目的を遂げることもなく、おたがいになじりあうような不幸な状況の中で頓挫してしまったのであろう。

第三節 農村窮乏と負債農民の動き

周辺の村民 窮乏の実状

武相地域の農民たちが農村不況の中で多くの負債をかかえ、農業経営が破綻におちいり、ついに借金
の返済ができずに土地や家を手離す状況は、明治一五年（一八八二）頃からそのきざしを見せはじめ、一

六年後半から一七、八年とその数は急増した。松方デフレ政策がもたらした一方で増税、一方で物価や賃金の下落という金の出入りの逆転現象は、当然ながら農民のふところを直撃し、それまでのインフレ状況の延長線で農業経営の拡充、拡大をはかろうとした農民にはとりわけ大きな衝撃を与えた。農業生産の柱となる米価（神奈川県、一石に付き）は、明治一四年に一一円一七銭を記録しているが、一五年には九円台、以下六円台、五円と下り、明治一七年には五円四〇銭と、ピーク時の半値以下に下落している。麦も同様で、一三年に四円七一銭あったものが、一七年には一円九七銭になっている。生糸の価格もほぼ同様で、半値以下の下落ぶりである。また、職工などの一日当りの手間賃は一四年のピーク時の三割から四割くらい低くなっている。

一方で、松方財政は酒造税・煙草税の増税と同時に新たな間接消費税を新設し、大規模な増税政策をとった。つまり、生産物を販売して入ってくる収入は減少し、一定の地租、地方税など出ていく金は増えつづけるという最悪の事態が農村を襲ったのである。

さらに悪いことは重なるもので、明治一五年頃から不作がつづき、一七年の秋には二度の大型台風に見舞われる。トリプルパンチともいえる衝撃が、各農家の財政を逼迫させた。この時期、税金が納入できないで、土地の競売などの処分をうけたものが、三六万人以上にものぼったという記録もある。

こうした経済状況の中で、福生の農民たちはどのような状態におかれたのであろうか。この時期の状況を直接伝える資料が少ないので、詳細には明らかにできないが、周辺の村々の動きからさぐることはできる。

まず負債状況であるが、二宮村の静原寛十郎の明治一六年の日記（けいこう 岡耕日記）には次のような記録がみられる。



図 V-13 神奈川県議員
静原寛十郎 (『神奈川県史』より)

。一月一日 物価ノ日々抵落スル厳流ノ下ニ就クカ如シ。(略) 一昨

十四年騰貴ノ境ニ比セハ悉ク半価ナリ。(略) 客臘ハ非常紙幣ノ不通

ヨリ生スルノ結果ト雖トモ、実ニ商況ノ危嶮ナル察スヘキナリ。

。七月三日 杉田弥十郎、八王子儲蓄銀行ヨリ金五百円借入ルルニヨリ、

余ニ加印ヲ請フ。

。七月四日 石川兵蔵訪ヒテ曰ク、余積年ノ負債返還方法ニ苦シム、就

中桑都ノ方抔社ノ督促嚴ニシテ、已ニ官ニ訴ヘリ、己ニ遲聞スル能ハサレハ、家財ヲ公費ニ供シ身代ヲ限ラント
スト。

。九月二十四日 田嶋ノ現時ニ買売ヲ聞クニ、最下底ノ価ニ達シタル可シト思考セリ。乃チ目下一反歩ノ価三十円ヨ
リ四十円マテニテ、売人アルモ買人ナシト、斯ク底落ヲ来タセシ所以ヲ推勘スルニ、第一ニ紙幣ノ閉塞ナリ。

。十一月十一日 我カ所有タル田畑ノ得失ヲシテ、本年中ノ決算ヲナスニ、コノ下落今一步ヲ進メハ、田方ノ利益
ハ所有主ノ得ル所ナキニイタルベシ。

明治一〇年代後半から、二宮近辺の農民は、八王子の銀行や類似会社から五〇〇円もの多額の借入れをしているこ
とがわかる。人によっては、高利をとっている金融会社のきびしい督促に迫られ、「官ニ訴」えられている姿が見える。
もしその裁判で敗訴の結果になれば、家財を公売処分にし、身代限り(破産)になるしかないと覚悟を決めているも
のもある。それは神奈川県議員の補選に当選したばかり(明治一六年三月)の静原にとっても、他人事のはなしで
はなかった。九月二十四日や十一月一日の記事に見られるように、借金を返そうと思って田畑を売ろうにも、買う人

がない状態で、自分の所有地でさえ、このまま物価の下落がつづけばほとんど利益を得ることができなくなるのではないかと心配している。そしてその原因の第一は「紙幣ノ閉塞」とみている。大隈重信の国家財政の緊縮政策を引き継いだ松方大藏卿は、紙幣整理を国民の窮乏化や反抗があることを承知の上で断行したのだが、静原は正鶴せいこくを射うちった判断をしていた。

破産した家と 次に熊川村光右衛門の場合を見てみよう（静原寛十郎「罔耕日記」による）。

その善後策

一月の段階で静原が心配してわざわざ光右衛門家を訪れている。「破産ノ件、篤ト取調ヘタ」ところ、負債総額は「七千円ニ達シ、如何トモナス能ハス」の状態であったという。「ヨツテ意見ヲ述テ去リ」、静原は一人の債主として、どんな意見を言ったのか不明であるが、「七千円」という額にまでふくれあがった負債総額に驚いたのではないか。一二月に入った日記には次のような記述がある。

。（略）光右衛門氏破産セルニヨリ、本日債主ノ評議会同氏ノ宅ニ開ク。大畧負債高五千四百円余ナリ。其内一千七百余円ハ田畑山林ヲ以テ石川弥八郎氏エ不足ヲ咎メス、同氏ノ所有トセリ、其余有抵ノ分三人内田村氏ハ不会ナリ。種々評議ノ末、抵当ノ分ハ過不足ヲ論セス、貸金額ヲ以テ引取り、相当ノ借料ヲ以テ光右衛門エ貸渡シ余ノ無抵ノ分ハ五ヶ年無利足置据（ママ）ヲ以テ本人ノ商方利益ヲ以テ皆済スヘシ。又他ニ同人返済ヲ助ケンカ為メニ一千円取ノ無尽ヲ設ケ初会ノ金額ヲシテ五ヶ年間債主ニテ保全シ光右衛門他ニ入会金一千百円アリテ、金員ヲ以テ負債ノ償却ヲ立ツヘキ見込一決シ、来ル一月限闔敷及加入者ヲ撰ミ、永続ハアルベシト、コ、ニ於テ余力抵当ノ分畠五反余ト一ヶ年金拾円ヲ以テ光右衛門エ小作ニ付ス

ついに破産に追い込まれた光右衛門家に債主たちが集まって評議会を開いている。負債額は当初予想されていた七

〇〇〇円より低かったが、それでも「五千四百円余」となった。そのうち石川弥八郎が債主の一七〇〇円は、田畑山林を売った代金で払うことになった。もし不足しても「咎メス」という。抵当物件のあるものについては、いろいろと協議した結果、「過不足ヲ論セス、貸金額ヲ以テ引取」る方法がとられた。静原の貸した抵当のない分は、「五ヶ年無利足置据^(マコ)ヲ以テ、本人ノ商方利益」で皆済することとなった。

と同時に、なんとか光右衛門の返済がスムーズにいくように、新たに無尽を設定して救おうという手段が工作されている。静原の抵当分だった畠五反歩余は、一か年一〇円で光右衛門に小作にだすことになった。

前述の光右衛門の借金の主な要因は商売にからんでのことと推測されるが、債主たちの協議、当事者が今後も立ちゆくような解決方法、救済的な無尽の設立、五ヶ年無利足据置、商売の続行、畑は当人に小作にだすことなどの動きから、債務者の生活をなんとかまもろうと、さまざまな手段が考慮されていることを読みとることができる。秩父困民党事件や武相困民党事件がおこる前年ということもあるが、銀行や金融会社などのような情容赦ないとりつぶしという光景ではない。恩情的な施策がうかがわれるのである。

一六年の最後の日の日記には、こうした「難状」を呈した年なので、「一月ヲ延期セントノ説、陸續出テ、近村人民ノ集議スルコト数回ナリシカ、竟ニ曆定ノ通り延期セサルニ決セリ。而シテコノ集議ヲ開カシメタルモノ種々ノ元因アルナレトモ、財部ノ面七分ニ居ナリ」と記されている。

年が明けるのを少し延ばそうということらしいが、真剣に討議されているところが、この年の民衆の願望を表わしている。

明治一七年の 武蔵国と相模国（いずれも神奈川県管下）の負債をかかえた農民たちが集団的に行動を開始する「西多摩困民党」のは、明治一六年秋頃からであるが、とくに一七年五月頃まで相州の大住郡、高座郡、愛甲郡あたりで頻繁に集結がくりかえされた。この頃が第一段階である。第二段階は一七年七月から八月にかけて、武相国境

の農民たちが、神社の境内や、御殿峠に数百人から千人くらいの農民たちを結集させ、それまで銀行と個別的に歎願していた方法から一歩踏み出し、代表（総代）交渉に戦術を切りかえ、さらに八月一〇日の夜の御殿峠集会から、借金返済延期を求めて総員で直接交渉する方向へと進んでいった。この集結で二四名の逮捕者を出すところまでいった。同じ頃、津久井困民党や八王子を中心とした多摩北部困民党の動きも活発で、ひよどり山や明神の森などでの集会をくりかえした。

第三段階は、こうした地域困民党の動きを集約するようなかたちで七郡一五〇か村あまりの農民が加盟した「武相困民党」が結成され（明治一七年一月一九日）、短期間であったが、各郡長への歎願書を出したり、最後には横浜へ集団で押し出す行動をとった。

「西多摩困民党」ともいべき動きを示すのは、武相困民党の第二段階のことで、九・五事件（南・北・西多摩郡の村民が、八王子警察署に押しかけ、逮捕された）では、西多摩から草花村の岸野清吉、大久野村の野口勘右衛門、富岡文次郎、平井村からの小峰斧吉、田中光信の五人が逮捕されている。

八月から九月にかけての西多摩の動きを示したのが、表V—2である。多いときで五〇人以上、少くとも一〇人以上の農民が集団的な行動をとっており、南多摩郡の動きと歩調をあわせるような動きを示した。これらの動きを整理してみると、日の出町から秋川市にかけての地域と、青梅でも藤橋から小曾木や成木などと瑞穂町近辺の埼玉県境に近

表 V-2 明治 17 年における西多摩困民党の動き

月 日	村 名	現 在	人数	行 動 内 容
8・20	檜 原 村	檜 原 村	27 人	久保田清右衛門宅へ負債の件で集合
8・21	藤 橋 村	青 梅 市	12 人	広井喜一宅へ負債の件で集合
8・21	石 畑 村	瑞 穂 町	50 人	六道山へ入間郡高根村人民集合
8・21	南小曾木村 上成木村 (下分)	青 梅 市	10 ～ 30 人	戸長の木崎雄蔵が、集会を開いて、相談している風聞を聞く
8・23	平 井 村 草 花 村 菅 生 村	日の出町 秋 川 市 "	24 人 19 人 3 人	平井村字谷ノ入の山野丹二郎宅へ負債の件で集合、五日市市署の巡查 2 名の説諭をうけ解散する
8・23	淵 上 村	秋 川 市	60 人	淵上村の農間金貸業淵上茂兵衛襲撃事件、淵上村周辺の負債党か
9・5	大久野村 平 井 村 小 川 村 菅 生 村 引 田 村 野 辺 村 草 花 村	日の出町 " 秋 川 市 " " " " "	7 人 42 人 3 人 2 人 5 人 4 人 12 人	南多摩郡下川口の塩野倉之助を中心に、北・西多摩 3 郡 33 か村民 200 余名が、町田克敬の釈放と年賦支払いを求めて八王子警察に押しかけ乱入逮捕者 210 名、このうち西多摩郡内の関係者は 5 名
11・5	埼玉県近接の村			秩父事件の影響をうけた西多摩郡の村民、警察の鎮撫をうけて静沈する。

- (1) 新井勝紘「地域自由民権運動と西多摩困民党」(『困民党のたたかい』・武相困民党 95 周年記念集会実行委員会, 1979・7・10) で作成した表を補充訂正した。記事は新聞記事参照。
- (2) 8 月 21 日の南小曾木村(他)の記事は、『都下村落行政の成立と展開』——青梅市成木調査報告書——(東京都総務局総務部企画課, 昭和 33 年 3 月)を参照。

い地域、さらに五日市を
とびこえて秋川上流の檜
原村の三地域にわけられ
る。逆に青梅も含めて、
多摩川流域の羽村や福生
の村民の動きを示すもの
はない。直前の一三、四
年にかけての自由民権運
動が西多摩郡の中でも際
立った活動を展開した五
日市地域も農民たちが動
いた形跡はない。この点
については、まだ充分な
説得性をもった説明がで
きないでいる。

八月の後半は、一八日
に多摩川を越えてすぐの



図 V-14 人民の集結した六道山（瑞穂町 平成6年撮影）

南多摩郡西中野村（八王子市）のひよどり山集会が、八王子北部の最初の動きとなるが、西多摩の動きはこれに呼応するようなかたちで動き出している。また、九月五日から六日にかけては八王子警察への押し出し、御殿峠での徹夜の大集会となるが、八月二三日の平井村での集会に参加した、平井村や草花村らの農民たちを中核に（この二村で五四名にもなる）、七か村七五名もの数の農民たちがかけつけている。これだけの数となると、おそらく呼びかけに答

えるかたちで、西多摩郡内村民が、連絡をとりあって参加していったと推測される。それは「西多摩困民党」ともいうべき、集団的な動きを示した。先にあげたように同調する動きをまったく示していない村々では、これらの呼びかけをもらったが、動くだけの力や意志がなかったか、あるいは、最初から呼びかけも働きかけもなく、傍観者的な立場で終わったのかは不明である。ただ平井村や淵上村での負債農民の動きがあった同じときに、自由党総理の板垣退助らを迎えて、三多摩の自由民権家たちは、八王子をはじめ青梅や五日市方面で、野外演説会やら鮎漁、運動会などを開いていた。

この時期、西多摩の動きは地域によって大きく乖離^{乖離}していた。負債農民の動きがゲリラ的にせよ、村を大きくゆさぶっていた所もあれば、村落の指導者がひとつひとつ実施していた事前の施策が功を奏したのか、そうした動きをほとんど示さない村とにわかれていたといえる。

田村孝三郎を娶来、
栗ッき入小方戸五
卯来ん心方戸前山、
先月下旬乱暴党聚
合スツ後散別署、
吉公二名を散解
セシメント云、何処も
景氣ニ
重軽カ無之物ト見エ、
日本ニモ十八ヶ所とか
乱暴党ノ團結ガ有ルト
云フ。
而シテ相模ノ国ハ其第三等ナリト云。(略)

図 V-15 乱暴党の動きを記す日記（明治17年9月8日の条「甲申日誌」）（石川彌八郎家文書）

福生地域の村落指導者の日記（石川泰（助）「甲申日誌」、明治一七年九月起石川彌八郎家文書）には、次のような記述がなされている。

九月八日 小ヶ谷戸丑五郎来ル、小ヶ谷戸前の山へ先月下旬、乱暴党聚会スルヲ、箱根分署ヲ査公二名遣シ、散解セシメント云フ。何処もふ景氣ニ重軽カ無之物ト見エ、日本ニモ十八ヶ所とか乱暴党ノ團結ガ有ルト云フ。而シテ相模ノ国ハ其第三等ナリト云。(略)

八月二〇日の檜原村からはまった負債農民の集会は、西多摩の各村に飛び火していったが、その話を持ち込んだ丑五郎も、記録を書き残した石川も、「乱暴党」という視点で見ている。一八か所の「乱暴党の團結」のうち、三番目に武相の困民党はあたると、ほめているのか、けなしているのか不明であるが、第三者的立場から野次馬的にみていると、いいだろう。自村からの同調者がいないという安心感があるのであろうか。福生地域は村落指導者の自信が目につく。

平井村の請 一七年八月二三日の平井村集会について、次のような請願書が残っている。（静原家文書）
願書 請願書

同郡平井村并近村困民之者、社金借用之為メニ同村字谷ノ入与申処へ、右困民集合シタルヲ、五日市分署ヨリ巡

査式名出張ニ相成、戸長案内ニテ右集合之者へ説示シ、一時其場ヲ解散いたさ為致タルニ、後ニ至リ尚近村并八や駅近辺ニモ右之族有之これあり、社金借用之困民聯合シテ三名宛追々操出シタルヲ聞付、有志者ヲシテ聯合役場へ出張シ、戸長へ右之趣報告致候処、曩ニ一応説意ニ及ヒシ故、今有志者ニテ可取とりはからう計旨被申候ニ付、彼是致候中ニ右之困民集合シ、八王子駅警察署へ押入、終ニ□拘留ニ相成候者有之、残者ハ何方へ□散乱シ、実ニ農業ニ差支タル困民多人数出来候ニ付、有志者々県會議員瀬戸岡氏へ右件ニ付御依頼仕置候間、当郡御役所御官吏ニ於テ、鎮静之程被くだされたく成下度、連署ヲ以テ此段奉願上候也

十七年九月七日

西多摩郡平井村

森田 万吉

和田 光□

須田 三次郎

田中次郎右衛門

森田 秋之助

田中 栄助

平井村の田中栄助ほか五名の有志が西多摩郡役所に宛て出した請願書である。その要旨は次のようなものである。明治一七年八月二三日に、平井ほか近村の困民たちが「谷ノ入」(『平井村誌』によれば平井村の原野で、二二町歩もある。大小五から六の谷がある)という場所に集合したが、そのときは戸長の案内で、五日市分署から二名の巡査が



図 V-16 平井「谷ノ入」の集落(日の出町)

出張し、集合した者へ説示した。その結果、集会は解散になったが、その後ふたたび近村や八王子付近の困民たちが連合して三名ずつ繰出したことを聞くにおよんで、戸長にそのことを報告し善処を求めたが、すでに説諭したことを理由に、今度は有志者がうまく取りはからってくれるといういわれた。そうこうするうちに困民たちは集合して八王子警察署へ押し入り、ついに拘留者を出すに及んだ。逮捕されなかった者もあちこちばらばらになり、農業に差しつかえる農民が多数でしまった。こういう状態をみて、有志から県議の瀬戸岡為一郎に依頼したが、郡役所においても、できるだけ鎮静させるよう努力してほしい。そのことを連名でお願いする次第である。

九月五日の事件で、平井村からは周辺の村々でもっとも多い四二名の逮捕者を出してしまったために、村は大混乱におちいったのであろう。こうした事態をうけて西多摩郡選出の県議、戸長はもちろんのこと、村内の有志たちは負債農民の集会には参加しなかったが、もはや傍観者ではいられなくなったのであろう。名を連ねた六人が村の中でどのクラスに属しているかは不明であるが、おそらく中間的な層にいる農民であろう。目立つ存在ではないが、ともかくこの事態を鎮静化させることを第一義に考えたのであった。これらの方法は、もちろん根本的な解決を何らもたささないわけであるが、農業が立ちゆかない農民が続出し、それも逮捕者まで続出させている状況は、『農』そのものの危機におちいることになる。まず第一に混乱を鎮めることを最優先に考えた結果が、この請願書につながったのであ

る。有志たちは県議や戸長の力を最大限利用しようとしたのであった。それは、南多摩郡の石坂昌孝や細野喜代四郎らが、村落行政担当者Ⅱ名望家として、高利貸資本と負債農民との間に立って仲裁活動に奔走したのと少し事情が違ふ。ともかく村落秩序をまもるために動いたとみられている名望家の対処の仕方や反応とは別の動きとみた方がいい。有志たちの立場は戸長ではない。早く鎮静化させなければ逮捕者をさらに増やすことになり、ひいては生活基盤の農業を守ることができなくなることへの危機感である。この請願書は中間層に立っていた農民たちがとりうる行動のひとつを示しているのではないか。

ごく近い村の村内の動きはこのようなものであったが、福生村の農民たちは、いったいこの事態をどのように受けたのか。集会への参加者を一人も出さなかった多摩川をはさんだ東部の福生、羽村の農民が経済的余裕をもっていたというわけではないだろう。おしなべてこの時期の不況にまきこまれ、負債をかかえた農民がいたことは、光右衛門の例をみてもわかるように推測されるが、行動にまで飛躍できなかったのには、別の理由があるのではないか。いまそれを明確に説明できないが、村落指導者および金融も含めた村内の産業家たちと、村民との関係に注目しておく必要があるように思われる。

**明治一八年の
農村の惨状** 秩父困民党の敗北を聞いてから結成された武相困民党も、明治一八年一月に幹部が一斉逮捕されたことで、その集団的な活動も息の根をとめられた。負債農民たちは、身心ともにばらばらにされ、

債主者との交渉も単独でやらなければならなくなった。

このことは、西多摩郡内の村々に次のような達^{たつし}が出ていることから明らかである。

一 各村負債者総代人ヲ解ク事

一 各村負債者ハ各自銀行へ談判之事

一 各村負債者集合談判ヲ為スコトハ嚴禁ノ事

一 各村負債者ニ於テ銀行へ頼談ニ及ヒ、過酷ノ取扱有節ハ、郡長戸長ニ於テ厚ク尽力之事

一 私立銀行金貸業者ノ貸借間ニ前項ノ場合ニ於テ、郡長戸長充分尽力致スヘク事

一 負債者ハ物価ノ激変際遇スシコト故へ、非常ノ取扱ヲ為シ、成ルヘク懇切ニ処分致スヘキ事

〔明治十八年分・公用雜書〕 静原家文書

つまり、集団交渉が嚴禁されたのである。ただし、銀行や金貸業者から過酷な取り扱いを受けた場合は、郡長や戸長はその間に立って最大限努力することが要請された。なぜならそうした負債をかかえるようになった原因は、負債者の個人の責任というより、「物価ノ激変」に直面したからであって同情すべき点が多い。「成ルヘク懇切ニ処分」するよう努力してほしいということであった。言葉の上からは温情主義がうかがわれる達であったが、現実はなかなかそのとおりにならなかった。

当然ながら借金をしたまま返さない方に分はなかった。一六、七年とつづいた経済不況は、ほとんど回復の兆しを見せないまま、新しい年を迎えてしまったがために、事態はより深刻な状態になっていた。これまでのように総代を出して交渉してもらうことはできなくなり、孤立無援の交渉になった。その結果、返済期限がきても借金や金利が払えなければ、債主から治安裁判所に貸金催足願が出され、そこで話し合いがつかなければ、身代かぎりか抵当公売処分で決着をつける例が続出した。家を失ない、土地を失ない、物乞いしながら生活を得ないような農民があふれた。南多摩郡長の原豊稜は「地方ノ悲況」と題して、明治一八年四月段階の同郡下の農村の状況を記している

第3節 農村窮乏と負債農民の動き

が、ついに食料不足におちいつていることを伝えている。「宇津貫村辺ニテハ食料ノ不足ヨリ、困ヒ置キタル芋種ヲ食シ尽シ、季節已ニ過ルモ芋ヲ植ルコトヲ得ヌモノアリ、又既ニ畑ニ植ヘタル種芋ヲ掘リ盗マレ困却セルモノアリ」と宇津貫村（八王子市）。また、木曾村（町田市）は「負債ノ為、所有地ヲ失ヒ、余業ハ為^なシトスルモ為スベキナク、饑餓ニ及フモノアリ」といふ。

表V-3 二宮村他6か村の生活困窮調査

	二宮	野辺	小川	雨間	草花	原小宮	平沢	総計	
1 家計上余裕ある者	38	16	17	53	64	20	12	220	
2 家計上余裕あるが他に負債ある者	12	8	19	17	39	3	12	110	
3 家計上差支ないが他に負債があり 弁償できる資力ある者	12	9	12	6	27	2	8	76	
4 同上、弁償できる資力ない者	10	3	18	11	23	4	1	70	
5 家計上食しうて他に負債ある者	18	2	13	6	29	0	1	69	
6 同上、目下困窮に迫っている者	13	0	14	10	29	0	8	74	
7 家計上食しうが他に負債ない者	27	20	2	10	9	0	6	74	
8 負債の概額	21,890	10,494	16,859	21,089	33,550	2,643	8,463	114,988	
9 貸金の概額	23,000	5000	17,000	15,000	25,000	1,500	5,000	91,500	
10 差引		58	95	113	220	29	48	▲23,499	693
11 各村の戸数	130								
12 一戸当り平均負債額	168	180	177	186	152	91	176		165.9

- (1) 明治18年1月21日調査
(2) 秋川市「静閑家文書」より作成

表 V-4 明治期における農民層の生活困窮調査一覧表

		上成木 上 分	上成木 下 分	下成木 上 分	下成木 下 分	北 小 會 木
(1)	家計上余裕アルモノ	10戸	30戸	10戸	6戸	25戸
(2)	家計上余裕アルモノ他ニ負債アルモノ	20	30	10	11	5
(3)	弁償シ得ル資力アルモノ	43	21	12	15	15
(4)	弁償シ得ル資力ナキモノ	8	0	2	3	5
(5)	家計上貧シク他ニ負債アリト認ムルモノ	20	3	5	10	10
(6)	家計上貧シク目下窮迫セシモノ	17	4	7	5	10
(7)	高利ノタメ破産セシモノ	8	0	5	0	0
(8)	家計上貧シクモ他ニ負債ナキモノ	20	20	5	5	2
(9)	以上(5), (6), (7)ノ合計	45	7	17	15	20
(10)	以上(1)ヨリ(8)迄ノ合計	146	108	56	55	72
(11)	以上(10)÷(9)×100	31%	6%	30%	27%	28%

(1) 上成木出張所所蔵、明治17年「機密書類」より作成

(2) 『都下村落行政の成立と展開』引用——青梅市成木調査報告書——（東京都総務局総務部企画課、昭和33年3月）

それでは西多摩の農村はどうだったのだろうか。福生村や熊川村の状況を直接伝える資料はないが、これもまた周辺村の資料から類推することができる。表V-3、V-4を見てほしい。一つは隣村でもある「二宮村他六か村の生活困窮調査」、もう一つは福生の北西で、埼玉県境に近い村々の「明治期における農民層の生活困窮調査一覧表」で、西多摩郡役所から調査を求められたその報告書である。二宮村ほか六か村では、家計上貧しくて負債を背負っている者と、目下のところ困窮が迫っている者の合計が、六九三戸数中一四三戸あり、二一パーセントにあたる農民が貧困にあえいでいる姿が読みとれる。一戸当りの負債額は一六五円九〇銭であるが、各村別に見てみると、雨間村の一八六円を筆頭に、野辺村一八〇円、小川村一七七円、平沢村一七六円、二宮村一六八円、草花村一五二円、原小宮村九一元という具合に、かなりバラつきがある。南多摩郡の場合、明治一七年一〇月の時点での負債額調査であるが（「原豊稷南多摩郡長具申書」原家文書、府中市、『三多摩自由民権史料集下』）、一ノ宮村の五〇〇円、松木村四二二円、堀ノ内村の三九五円、大塚村の三〇二円など二〇

○円を越える村が一九か村もある。このように負債額は郡によっても違ひ、村によっても違ひことがわかる。

一八年五月に、八王子警察五日市分署から依頼があつて、二宮村戸長の静原は管轄の村々の様子を次のように報告している。

一金融ノ景況

目下金融閉塞ノ有様ハ最モ甚シトス、部内各村ノ真情ヲ目撃スルニ、草花村字小宮久保、松山、門前、森山、二宮村字下宿、野辺村、平沢村、小川村字久保ノ如キハ比担窮迫シテ、拾銭ノ紙幣ヲ貸借スルヲ得ス、実ニ閉塞ノ極端ニ達シタル時期ト云ハサルヲ得サルナリ

一物価ノ景況

部内産物ノ価ハ十六年頃ニ比スレハ半価^{ないし}乃至三分ノ一二下落セシ物アリ、而シテ本地人民ノ購求物、則チ塩、醬油、紙類、水石油、煙草、燭燭ノ類ニ至ツテハ、依然トシテ低落ノ姿ナシトス

一負債者ノ増減

負債者ハ金融ノ閉塞ヨリシテ大ヒニ減省セリ

一質入書入者ノ増減

十七年^{自一月至十二月} 六百九件 十八年^{自一月至五月} 式百五拾件

一租税未納及怠納者ノ数

部内拾五名アリ、而シテ未納タルノ原因ヲ糺スニ極貧者ニシテ、一家一日ノ食ニ飽ヲ得サルモノトス

一民事上公売処分ヲ請クルモノノ数

三名アリ

一 失跡者ノ数	男	六人
一 破産者ノ数		八拾六戸
一 現ニ救助ヲ受ケタル者ノ数		貳拾五人
一 救助ヲ施与シタルモノノ数		
一 一村共同ノ積石ノ内ヲ以テ施与セリ		
一 賊難ノ景況	職工	平均一日 拾五銭
一 備賃ノ額	農業	同 七銭ヨリ拾銭マテ
	女	同 三銭
	織工女同	二銭五厘

「金融閉塞」のために「窮迫」しているのは、同じ村の中でも字によってその程度が異なっているとの報告である。草花村の中でも「小宮久保、松山、門前、森山」といった地域であるというように、字単位で見るとその様子がかなり違っていたのであろう。公売処分をうけた者は少ないが（三名）、破産者は八六戸という数になっている。また、「極貧者」といういい方で「一家一日ノ食」にも事欠くありさまを伝えている。

これらのデータは、字単位の地域差の貧富のひろがりと農民層の階層分解が、短期間に、急激に進行したことを示している。

一方、西多摩郡のもう一つの例は山村地域で、炭焼、木挽などの仕事にたずさわる人も多いところであるが、貧し

くて負債をかかえ、困窮度も極に達している者の、村の中で占める割合は、三〇パーセントを越えている村がある。戸長（木崎雄蔵）が郡長に提出した具申案には、「物産ハ低落、夫食ハ高価ナルヲ以、殊ド困窮ヲ極ムルモノ、全村中三分通り有之、草根木皮ヲ食スル者モ多少有之」と報告している。

福生と熊川両村の状況については正確なところは把握できないが、二宮村ほか六か村の状況から推測することができ。村、字単位で差があるようなので即断はできないが、多かれ少かれ、上昇できた農民と一気に下落していった農民との格差が拡がり、借金を重ねれば重ねるだけ開きが大きくなっていったのではないか。

明治一九年 若き民権家、北村透谷は一七年から一八年にかけての神奈川県下の農村の状況を、『流民の惨野』と**の福生の姿** 表現したが、まさにそれは、家財産を失なった農民たちが続々と流民化していく姿を、透谷の目をと

おして伝えたものである。それでは一九年の福生村はどうであろうか。民権派新聞である「朝野新聞」の記者・内田誠成が、東多摩学校（福生一小）の教員・井上令照のもとを尋ね、二、三泊していったときに記した記録が「福生遊記」と題して同新聞に掲載されている（明治一九年七月三〇日）。

○福生遊記 此はど敝社の内田誠成の神奈川県西多摩郡福生村の東多摩学校教員井上令照氏の計り遊び三泊として福生村より其の説話を聞くに同地の東京を距ること十里餘地方は僻地といへども上水の地味のある飯能村より

図 V-17 「朝野新聞」
（明治 19 年 7 月 30 日）

このとき内田は多摩川で鮎（あせ）とりに興じて、「塵俗の外にあるの思あり」というように、無邪気に楽しんでたが、一方で、福生地域の農民を新聞記者の眼で冷静にみつめていた。

(前略) 同地方ハ本年養蚕、製茶の好気配といひ、田畑の作物も上出来のよしにて、金廻りも大分宜くなり、是まで学費を徴収するに其の期に納め兼ねるもの少からざりしに、此ごろハ此連中も以前の十分の一にも減じ、夫れも程なく後より納むることなれば、先づ無しと云ッても可ならんか、是にても一般の模範を推知すべし、近來青梅の織物ハ横浜等より続々注文ある由なり、此村ハ重に青梅の景氣に依て盛衰すといへば、此模様にてハ追々金融もよくなることなるべし

養蚕、製茶、農作物の軒並み上向きで、好調を示している。学校費なども、これまでは滞納者が多かったが昨今はほとんどいいようになった。青梅の織物も横浜などからの注文が多いため、福生村の景氣は「青梅の景氣に依て盛衰す」といわれていることからいって、追々上昇していくだろうと推測している。

二、三年前からはじまった長い不況のトンネルをようやく抜けだしつつあることを指摘した紀行文であるが、二、三日間の滞在と、ごくかぎられた者からの聞き取りからの推定であることを頭に入れて読まなくてはならないだろう。現に、西多摩郡役所から二宮村外六か村の連合戸長・静原のもとに、郡内村民にかかる「貸金催促之詞訟」で、抵当地公売処分の照会がしばしば届いている(「明治十八年分・郡達照会書 乙」静原家文書)。また、同年四月二二日付の郡役所からの至急の照会は、次のことについてであった。

小作未納及負債者之事

一 小作ノ種類及小作者之数 二 小作料未納ノ事由及其情況 三 負債者ノ数及其情況 四 明治十五

年一月ヨリ十七年十二月迄比年増減

逃亡失踪ノ事

一 逃亡失踪ノ数及其事由 二 明治十五年一月ヨリ十七年十二月マテ比年増減

さらに追っかけて、翌五月一日には郡長から「前年ハ各地方共非常ニ衰弊ニ陥リ、民間ニ於テハ貧窶旦夕ニ逼ルモノ往々有之趣、付テハ貴部内民間生計、目下ノ情況詳細取調報道相成度」、それもわずか四日間で報告してくれとの要請が届いている。この回答の内容については知られていないが、こうした照会がしばしばあることは、まだまだ状況は厳しいものがあつたのではないだろうか。

たとえば、南多摩郡長・原豊穰の「明治十九年奉職日誌」(『三多摩自由民権史料集下』)によれば、一九年に入つても、「地方税督促」、「国税不納者処分」、「官林盗伐木調」、「公売処分執行」、「不納者財産取調」、「田租不納者公売執行」、「村費不納者召喚」、「村費滞納者処分」という仕事がつづいており、不況脱出、好景気のきざしというには当らない状況を示している。それに一九年の夏は、「虎列刺」(コレラ)の猛烈な流行があり、毎日のように「新患続発」し死者が相つぎ、その対策に追われている。

隣りの郡の対岸の火事というわけにはいかないだろう。この時期、福生村だけが無関係ということでもなかったと思われる。少しずつ回復の傾向は表われていたかもしれないが、大きく階層分解した中で、社会の底辺におかれた人の生活は、依然として苦況の中にあつたと思われる。

第四節 土地復権運動遊説への反応

宮崎民蔵と土
地復権運動 一八八〇年代の自由民権運動の後、福生地域で政治的・社会的運動にかかわるのは、明治二六年（八六）神奈川県からの東京府移管をめぐる問題で、三多摩が沸騰したときである。三多摩自由党

は「境域変更法律案」に反対し、さまざまなデモンストレーションをおこなうが、このとき、福生地域の有力者は賛成と反対のはざまに立って苦悩する。この間の詳しい事情については、本編八章二節の「東京府移管問題と西多摩」で触れているのでここでは省略する。このように一八九〇年代のはじめに三多摩全体をゆさぶる激動があり、福生地域もその大波の中で複雑に揺れ動いたといえる。

それから一三年後の明治三九年、外から新しいオルグが入ってきてひとつの注目すべき動きを示す。宮崎民蔵の土地復権思想Ⅱ土地均享主義である。宮崎民蔵は、弥蔵・寅蔵（滔天）とユニークな行動をとる三兄弟の一人である。上村希美雄の「宮崎民蔵の土地復権運動遊説——三多摩・甲信地方——上」（『熊本短大論集』第三九号三号）によれば、おおよそ次のような考え方である。

「ルソー流の天賦人権思想の対象を土地にまで拡大し、天造物である土地の私有制を廃して全人類への均等配分を要求しようとする土地制度の改革案であり、同時に土地革命の思想」ということである。成年に達した男女なら誰でも「一定量の土地を終生所有できる」という考え方で、「享有権」は「所有権」に優先する「人類の大権」ともいっている。土地の享有にあたっては「完全な平等主義」が貫徹されており、「近代的土地私有の原理に挑戦する均享法」

をうちだしていた。この論理をつきつめていけば、「天皇制的支配体制に鋭く敵対する政治・社会思想としての急進性を内蔵していた」とも考えられている。

この考え方は、民蔵の兄で、自由民権運動の先駆者でもある宮崎八郎の影響をうけ、さらに中江兆民の教えをうける中で、「人間は政治的平等を達成し得ても、生存の基底である経済的平等が実現されない限り、人としての権利を完うしうる社会を確立できない」ということを悟ったところからこの思想に到達したとみられている。それはまた、「潰滅していく自由民権運動におくれて育ち、続いて来る明治国家の上昇期にわが身を預けることをいさぎよししなかった青年が、苦迫する窮民たちと共に生きる道を求めての身を削るような思索の結果、到達しえた時代の課題のひとつだった」と上村は説明している。

こうした考え方を基にし、明治三五年、東京神田で土地復権同志会が結成される。「人類ノ土地平等享有權ヲ回復シ、各個人独立ノ基礎ヲ確実ニスル」ことを目的とした会である。創立時、わずか七名のスタートであった。国会への請願運動を頭に描いていたが、まず理解してくれそうな政治家、学者、ジャーナリストなどを訪問することからはじまった。それは結局は失敗に終わったが、その後「全国全地方ノ農民間ニ賛同一致ヲ求メ」ることが先決ということになり、地方遊説が企画されたのである。

福生村への遊説 明治三九年（一九〇六）四月からはじまった遊説は、「一県三〇名の会員獲得を目標とし、全国一四四〇名の同志結合を中核とする大署名運動を展開して、『国民救済法』ともいふべき土地均享法を議会上程・通過させよう」との目標をたてての行動開始であった。

その地方遊説の最初の地が、三多摩であった。それは以来約一八か月にも及ぶ遊説のはじまりであった。このとき

の記録を民蔵は「巡行日誌」と「巡歴日誌」の二つに残している。「巡歴日誌」は民蔵の弟、宮崎滔天が三十九年に創刊した『革命評論』に、同行した相良寅雄と連名で掲載したものである。いまここでは、「巡歴日誌」を見てみよう。

四月廿一日（前略）午後一時青梅発の汽車は、吾等二名を載せて、再び福生駅に帰り、一夜を福生村に過ごすことになった。訪問せし有志は笹本弥三郎、山村善七、村尾春吉の三氏であったが、山村、村尾の二氏は熱心賛同の色を現はし、入会は再熟考の上本部に通知す可しと答へられた。吾等は茲に特筆大書して、平等享樂の大義を唱はむ志士の注目を促す可き一事を、この村落に於て実見した。農耕民を絞血の苦に泣かしめ、餓虎を驅りて、盲者を食ましむる不仁の行為は、実に土地兼併に基く地主の圧制に於て多く見る所である。而して此の福生村も亦決して此傾向を免るるを得なかった。（略）万民共樂の理想郷を地上に築かむとするは、是れ吾党の主義理想に外ならず、吾等は今にこの一実例を以て正義に生き正義に死する志士の深慮を煩はしたく思ふのである。

四月廿二日 福生村を去りて熊川村に村長森田退蔵を、次に草花村長塩野正作氏を訪ふ。いづれも不在。遂に小山寅蔵氏の門を叩く、幸ひにも氏は炉辺に安坐して吾等の主張に耳を傾くる多時、遂に吾党の熱心なる賛成者となつた。転じて歩を瀬戸岡村に移し、田中陸之助、瀬戸岡為一郎の二氏を訪ふ。瀬戸岡氏は旧自由党の一員にして慷慨の気節あり、超俗隱者の風がある。談ずること暫時。平井村に入りて藤岡、佐々木、神田屋三氏を歴訪し、黄昏五日市町の一旅舎に投ず。

四月一九日から二四日までが西多摩遊説であるが、立川から入って西多摩村（羽村市）を皮切りに青梅・福生・熊川・草花・瀬戸岡・平井・油平・伊奈・五日市・戸倉とまわり、峠を越えて南多摩郡の川口村へというコースであつ

た。最初に訪れた立川の二人（田中克三・指田常吉）と、最後の八王子の五人を入れて四〇人ほどを「個人伝道方式」で訪ねたが、上村希美雄の調査研究によれば、入会者はわずかに一人、賛同者は八人、運動に対する好意的態度を表明した協力者が五人で、合計一四名が「プラス反応者」とみられている。オルグ成功率三五パーセントという数字になる。

福生村では山村と村尾が入会までには至らなかったが、「賛同の色を現はし」たとある。そして、民蔵は福生村のような土地を持つ者と持たざる者の格差が大きい村こそ、「平等享樂の大義」を植えつけなければならないと直感している。全部で四〇〇戸ほどの村であるが、農耕地はかなり偏った所有関係にある。地主と小作人とが極端にアンバランスなこうした村にこそ「万民共樂の理想郷」を築くのが、土地復権同志会の主義であるといっている。

遊説の最初で、自分たちの主張の正しさを逆に確信できる村に出会ったという意味で、宮崎らにとってはさい先のよいスタートになった。

福生村ではごくかぎられた地主に土地が集中していく経過については、必ずしも明確ではないが、明治後期に、大きな格差が生じていたことは確かである。賛同をいち早く表明した山村と村尾の土地所有の実態は不明であるが、おそらく上層部というより中間的な位置にいる人物であると推測される。一方、熊川村では村長の森田を訪れたが、あいにく不在だったので、森田の反応はつかむことはできないが、製糸業を大々的に営んでいた森田にとって、土地の均等配分を主張する復権運動には簡単にはのれなかったのではないだろうか。

ただ、熊川村でもこの遊説のあった年に、地主であり酒造家であった石川弥八郎と、小作人の納米をめぐる騒動があり、その間の事情が「日刊平民新聞」（明治四〇年〔一九〇七〕一月二十四日）に報道されている。それによれば、「不

表 V-5 福生・熊川両村の反応

	氏 名	村名	反応	経 歴
1	笹本弥三郎	福生	不明	組合会議員（大2～6） 村長（明30～39）
2	山村善七	福生	賛同	
3	村尾春吉	福生	賛同	
4	森田退蔵	熊川	不在	

(1) 宮崎民蔵・相良寅雄の「巡歴日誌」（明治39年9月5日
『革命評論附録』）

作の爲め小作人の納米せざるを怒りて、其の小作人より土地を取上げ」た石川に対して、「小作人は同盟して石川を同盟排斥し」たという。耕地をなくした小作人たちがこぞって耕作せずに一年間ほったらかしにしたものだから、土地は「荒廃」してしまった。地主にとって土地が荒れては元も子もない。地主にとっても痛しかゆしの問題である。さすがの石川もこれには「弱り果て」、なんとか土地を「耕作し貰はんと」、小作人への謝罪にでたと新聞は伝えている（『三多摩社会運動史料集』）。ということは、一部の地主に土地が集中している現象は、熊川村も同じ状況になっていたことを推測させる。それでも、熊川村の小作人は耕作権をまもうと「同盟排斥」という戦法をとり、地主側がおれてくるのを待った。こうした農民たち一人一人に民蔵が訴えていたら、どのような反響があっただろうか。

五日市と羽村の農民たちの反応 二五、六年前に自由民権が盛り上った五日市はどのように民蔵の伝道をうけとめたのであろうか。「旧自由党の老戦士」馬場勘左衛門

は、すでに七〇歳になっていたが、「同情を表せらるること鮮なからず」という反応を示し、「愁然として入会尽力の余年なきを歎じ」、「吾等の爲めに有志二、三を紹介」したと日誌に記されている（前掲『革命評論付録』。「全国浪人引受所」といわれて（利光鶴松『利光鶴松翁手記』）多くの他所者を受け入れた五日市は、かつての千葉卓三郎などと同様に「他国から来た遊説者が説く均享論を、かえって虚心胆懷に受けとめ、ひさびさに聞く天賦人權の新説としてあふれくる共感の色を隠さなかったにちがいない」とみられている（上村希美雄、前掲論文）。

一方、西多摩村はどうだったであろうか。西多摩村には実はもう一つの事情が重なっていた。並木多蔵と浪蔵の父の反応は「何となく吾等の訪問を快からず思はるる様子」だったという。そのような対応をせざるを得ないような状況があった。二年前の明治三十七年（一九〇四）の一〇月七日、西多摩村弘道会主催の社会主義演説会（場所は当初西多摩村小学校を予定）に、堺利彦と西川光二郎が招かれ演説会が開催されたことがあったが、このとき警察の圧力がかかって、急遽キリスト教講義所に場所を変更した（『週刊平民新聞・四九』明治三十七年一〇月一六日）。この事件が尾をひいて、「社会主義者害毒説が流布されていたのであらう」と、上村は推測している。「思ふに吾等を以て世の所謂、社会主義者と推断せられたのだらう」と民蔵は記しているが、社会主義者というレッテルをはられることが、のちに大きな影響を与えることになる。遊説に対して「一種の畏怖心^{いふ}」をうえつけたのは、こうした前史があったからである。

明治三〇年代後半から四〇年代にかけて、「曾て自由主義の為に多くの血性男子を出せし地」に次々と新しいオルグが入りこんできたのであったが、それぞれの村での受け止め方は微妙に異なっている場合が多かった。